

## 岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止等に関する規程

制定 平成 18 年 7 月 26 日

改正 平成 26 年 3 月 31 日

令和 6 年 5 月 26 日

令和 5 年 2 月 22 日

令和 6 年 10 月 23 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学の教職員及び学生のハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応すること（以下「ハラスメント防止等」という。）により、学内の健全な修学環境、就労環境を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程における「ハラスメント」とは、本学において教職員又は学生が、次の各号に定めるもののほか、他の教職員又は学生に対して、不当な言動により精神的又は身体的苦痛を与える行為（以下「ハラスメント行為」という。）をいう。

- (1) セクシャルハラスメントとは、勉学、教育又は研究の場において、優位な立場又は権限を利用し、逆らえない立場にある者に対して行われる性的な強要、働きかけ又は言動により、相手方や周囲に屈辱感又は不快感を抱かせることをいう。
- (2) アカデミックハラスメントとは、教育又は研究上の優越的な立場にある一方当事者が、劣位にある他方当事者に対して不当な言動を行い、これによって他方当事者に身体的若しくは精神的苦痛を与え、又は教育、研究及び修学に関して不利益若しくは損害を与える行為をいう。
- (3) パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えた不当なものにより、精神的又は身体的苦痛を与える行為をいう。

2 この規程における「申出」とは、ハラスメントの可能性ある行為を受けた者が、第 6 条に規定する岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止委員会に申し出ることをいい、「申出人」は申し出た者をいう。

3 この規程における「ハラスメント防止体制」とは、第 6 条に規定する岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止委員会及び第 10 条に規定する相談員をいう。

### (学長の責務)

第 3 条 学長は、本学におけるハラスメントの防止及び対処について統括し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 学長は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、副学長、学科長及び学内の各種の委員会組織並びにその他教職員に指示をする。

(教職員及び学生の責務)

第4条 本学の教職員及び学生は、他者の人格と尊厳を尊重し、相手の立場に立った言動をとるとともに、ハラスメント行為を行ってはならない。

2 本学の教職員及び学生は、ハラスメントのない学内環境の創出に責務があることを自覚しなければならない。

3 本学の教職員及び学生は、ハラスメント行為が見聞された場合には、本学のハラスメント防止体制を活用するほか、学長及び第6条に定めるハラスメント防止委員会及び委員からの調査及び対処、申出人の救済についての要請があった場合には応じなければならない。

(方針)

第5条 本学は、教職員及び学生のハラスメント防止の意識を高め、ハラスメントの事案が起きた場合には、速やかに適切な措置を行うとともに、被害を受けた者の救済、支援に努め、ハラスメントが認められたときは処分を含め適正に対処する。

(委員会)

第6条 本学に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の職務は次の各号の定めるところによる。

(1) ハラスメントの防止対策に必要な啓発、研修に関すること。

(2) ハラスメントに関する調査、対処及び申出人の救済に関すること。

(3) その他ハラスメントに関すること。

(組織)

第7条 委員会は、副学長、各学科により選出された教員各1名、総務管理課長、及び総務管理課職員1名、本学の教員の中から学長が必要と認める者1名の計7名で組織する。

2 委員長は副学長をあてる。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長がハラスメントの申出の対象者となった場合又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員になったときには、補欠委員を選出する。その任期は、前任者の残任期間

とする。

- 3 第6条第2項第2号の対象となる事案の審議等に係る期間が、委員の任期を超える場合には、当該事案が終結するまでの間、当該事案に関わる委員の任期を延期することができる。
- 4 前項の委員について、総務管理課長、総務管理課職員に変更があった場合は、変更後の者を委員とする。

(会議等)

第9条 委員会の会議は、委員又は委員長が招集する。委員長は会議の議長となる。ただし、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会は、第6条第2項の職務を遂行する上で必要が生じた場合、専門家等、委員以外の者に、委員会の出席や相談などの協力を求めることができる。

(相談員)

第10条 委員会は、教職員及び学生のハラスメントに関する申出に迅速に対応するため、委員全員を相談員とする。

- 2 相談員の任務は次に掲げる事項とする。
  - (1) ハラスメントに関する申出を受け、申出内容の確認を行うこと。
  - (2) 申出人の申出内容に関わる緊急の対処に関すること。
  - (3) 申出人の申出を受けて必要に応じて委員会を招集すること。

(遵守事項)

第11条 委員は、関係者のプライバシー、名誉、人権を尊重するとともに、職務上知りえた情報を委員会の許可なく他に漏らしてはならない。委員の任期を終えた後も同様とする。

- 2 委員は、申出人に不利益あるいは二次的被害等の生じることのないよう、慎重に対応しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 ハラスメントに起因する問題に関わる者は、ハラスメントの申出に関する調査の協力、その他の対応をした教職員及び学生に対し、そのことをもって就労上及び修学上の不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、第6条のハラスメントに関する必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 23 日から施行する。